第42回 (平成29年8月7日)

○的井総務課長 それでは、定刻になりましたので会議を始めます。 本日は、全委員が御出席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、堀部委員長にお願いをいたします。

○堀部委員長 ただいまから第42回個人情報保護委員会を開会いたします。 本日の議題は3つです。

議題1、社会保険診療報酬支払基金及び全国健康保険協会に係る全項目評価書(再実施)の概要につきまして、井上調査官から説明をお願いします。

〇井上調査官 番号法等により行政機関の長等が特定個人情報ファイルを保有するときには、原則として特定個人情報保護評価の実施が義務付けられます。また、当該特定個人情報ファイルについて重要な変更を加えようとするときも、同様とされております。

社会保険診療報酬支払基金が実施する医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供及び本人確認に関する事務及び全国健康保険協会が実施する全国健康保険協会における健康保険の資格適用及び保険給付に関する事務については、対象人数が30万人以上であり、全項目評価が義務付けられることから、番号法第28条第1項の規定に基づき、広く国民の意見を求めた上で委員会の承認を受けることが必要となります。

今般、平成29年7月28日付け本営法72号、同日付け協発第170728-02号にて、両機関から 当委員会に対し当該事務についての全項目評価書が提出されました。両機関の評価書の内 容について、事務局から概要を説明させていただきます。

○事務局 それでは、資料1-1「特定個人情報保護評価書(全項目評価書)」の7ページ「(別添1)事務の内容」の上段、システム全体構成図をご覧ください。

支払基金では、緑の点線で示している医療保険者等向け中間サーバー等において、右側の運用支援環境で医療保険者等の加入者の特定個人情報を管理する事務について、真ん中の医療保険者等向け中間サーバーで医療保険者等の依頼に基づき情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供を行う事務について、左側の運用支援環境情報提供サーバーで医療保険者等の依頼に基づき住民基本台帳ネットワークシステムに対して個人番号や基本4情報の照会を行う事務について、平成28年4月に評価を実施し、同年10月より全国健康保険協会、健康保険組合、国民健康保険組合、後期高齢者医療広域連合から委託を受け、加入者約8,500万人の特定個人情報を取り扱う事務を開始しています。

今回は平成30年5月から新たに国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、日本私立学校振興・共済事業団の加入者約900万人の特定個人情報を取り扱うために必要な評価の再実施になります。

評価書の変更箇所としては、特定個人情報の入手元等に先ほどの共済組合の記載を追加するのみとなっており、特定個人情報を取り扱う事務やシステムに変更はありません。また、共済組合と医療保険者等向け中間サーバー等との間の情報授受の際のリスク対策につ

いては、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス又は公衆回線を使用する場合はIPseccccc による暗号化された通信経路を使用することでデータ転送時の通信内容秘匿及び盗聴防止の対応をしていると評価書に記載されており、こちらについても前回評価書から変更はありません。

続きまして、全国健康保険協会の全項目評価書の概要を説明します。

資料1-2「特定個人情報保護評価書(全項目評価書)」の6ページ「(別添1)事務の内容」をご覧ください。

全国健康保険協会では、加入や喪失などの適用事務や健康保険に関する給付事務等において、左上の緑色の囲みの一般被保険者、その下の任意継続被保険者・日雇特例被保険者、そして真ん中の上の紫色の日本年金機構、右下の薄目のオレンジ色の地方公共団体情報システム機構から特定個人情報を入手する事務、そして左隣の薄目のオレンジ色の情報提供ネットワークシステムを利用して情報連携を行う事務等について、平成28年8月に評価を実施し、同年10月より特定個人情報を取り扱う事務を開始しております。

今回は紫色の日本年金機構から特定個人情報を入手するに当たり、真ん中の上から2つ目の吹き出しにある1-⑤の矢印のとおり、現在は電子記録媒体で特定個人情報を入手していますが、平成30年3月からは、その上の2-④-2の矢印により専用回線で特定個人情報を入手するために必要な評価の再実施になります。なお、現在は電子記録媒体により週次で特定個人情報を入手していますが、平成30年3月からは日次で入手する予定となっており、会社への入社に伴う資格の取得が多い4月には、1日当たり7万件程度、専用回線を通じて入手する予定と聞いています。

評価書の変更箇所としては、この6ページ、7ページ「(別添1)事務の内容」に、日本年金機構から電子記録媒体に加え、専用回線で特定個人情報を入手する旨が追記されたこと。そして、リスク対策において、日本年金機構との通信は専用回線で行い、データ転送時の通信内容を暗号化し、盗聴防止の対応をしているとの記載が追記されています。

この2機関についての評価書の概要については、以上です。

○堀部委員長 ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

嶋田委員、どうぞ。

○嶋田委員 それでは、社会保険診療報酬支払基金への意見を一言、述べさせていただき たいと思います。

平成30年の5月から、今までの協会けんぽ等の加入者約8,500万人という大変な人数に共済組合等の加入者約900万人が加わると、約9,400万人の膨大な特定個人情報を取り扱っていくことになるので、今まで以上にリスク対策について意識していただき、不断の見直しや改善を念頭に置いて業務に当たっていただきたいと支払基金にお伝えいただければと思います。

以上です。

- ○井上調査官 了解いたしました。お伝えいたします。
- ○堀部委員長 よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。手塚委員、どうぞ。

- ○手塚委員 今、嶋田委員からお話がありましたとおり、約9,400万人という膨大な特定個人情報が取り扱われるということですが、今年7月18日からは情報提供ネットワークシステムによる情報連携が開始されています。このため、システムを操作して特定個人情報を取り扱う場面が急増してくることが考えられることから、両機関について、具体的な操作ログの取扱いがどうなっているのかという点について御回答いただければと思います。
- ○堀部委員長 事務局から説明をお願いします。
- ○井上調査官 こちらについては事務局から御回答させていただきます。

まず社会保険診療報酬支払基金における操作ログの点検手法ですが、医療保険者等向け中間サーバー等において、しきい値等による自動検知を行うほか、随時電子記録媒体の使用状況を確認します。なお、電子記録媒体の使用状況の確認は、システム管理者が作業依頼書と操作ログを突合して不正な操作が行われていないか確認すると、支払基金より聞いております。

次に、全国健康保険協会における操作ログの点検手法ですが、システム管理者が定期的に操作ログを確認しており、例えば個人番号管理システムについてはしきい値による自動 検知を行うほか、定期的に電子記録媒体の使用状況や業務時間外の端末へのログイン等の 操作ログについて週1回、2名で約100件を2時間程度で確認しております。

なお、電子記録媒体の使用状況については、作業管理簿と操作ログを突合し、不正な操 作が行われていないか確認していると協会より聞いております。

- ○堀部委員長 手塚委員、どうぞ。
- ○手塚委員 御回答どうもありがとうございます。

今お伺いしていて感じたのですが、支払基金では、随時電子記録媒体の使用状況を確認 しているという話がありましたが、随時の確認では責任の明確化や、さらには牽制効果と いう視点から、私としては疑問を感じざるを得ないところがあります。この点について、 支払基金にお伝えください。

また、全国健康保険協会では、先ほどの御回答では適切に実施しているように感じました。ただ、今後情報連携の開始に伴い、特定個人情報を扱う操作が増加した場合には、現在の週1回2名で100件を2時間程度確認するという方法では、現実的な取組として、今後実施していくのは厳しいと思われますので、是非確認方法の工夫等を今後行っていただきたいと全国健康保険協会にお伝えください。

このようなことから、操作ログの確認は、非常に重要なリスク対策だと思います。両機関に対して、実効性のあるものにするため、さらに具体的な取組内容を検討するようお伝えください。

以上でございます。

- ○堀部委員長 ほかにいかがでしょうか。 熊澤委員、どうぞ。
- ○熊澤委員 手塚委員より両機関に対して操作ログの確認についてさらに具体的な取組を 検討していただきたいとの御発言がありましたが、私も全く同感です。委員会としては、 その検討結果について両機関の評価書の承認前にしっかりと確認する必要があると考えま す。

以上です。

○堀部委員長 ほかにいかがでしょうか。

幾つか疑問点や、確認する必要があるという御発言がありましたので、事務局は、この 点について是非対応していただきたいと思います。

- ○井上調査官 了解いたしました。事務局にて対応させていただきたいと思います。
- ○堀部委員長 よろしくお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、議題1は以上で終わらせていただきます。

次に議題2、特定個人情報保護評価指針等の再検討につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局 お手元の資料2をご覧ください。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第27条第2項において、「委員会は、個人情報の保護に関する技術の進歩及び国際的動向を踏まえ、少なくとも三年ごとに指針について再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする」とされています。平成26年4月20日に適用された特定個人情報保護評価指針は、平成29年4月で3年が経過したことから、指針の再検討を行います。

主な論点としては、今後の評価の実施に当たり、3年間の運用を踏まえて再検討を行う 事項として、評価の実施時期の検討、運用実態に合わせた明確な表現への見直しや評価書 の記載事項の検討、また、評価書の記載における事務の負担軽減を図る事項等を考えてい ます。

再検討のスケジュールは、この8月に再検討を開始し、来年30年1月ごろにパブリックコメントによる意見募集を行った後、30年4月ごろに公表します。30年6月ごろまで地方自治体等への周知・広報をいたします。30年4月から31年春にかけて主に様式変更のシステム改修を伴う予定としており、平成31年春にはシステム改修を伴う変更事項の適用を開始します。なお、30年7月ごろにはシステム改修を伴わない変更事項の適用を開始したいと考えております。

また、システム改修の有無にかかわらず、事務の負担軽減が図れる事項については、平成29年度中のできるだけ早い時期に周知・広報を行い、適用を開始したいと考えております。

○堀部委員長 ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 特定個人情報保護評価指針の再検討に当たって、平成30年1月ごろからのパブリックコメントの時点で、地方公共団体としても再検討の内容について確認し意見表明できることになると思います。再検討の内容について、地方公共団体は大規模から小規模まで様々ありますので、評価書を作成するに当たり、今まで困っていた点や、特に手間がかかる点など、いろいろな意見を地方公共団体は持っていると思います。このような意見を委員会として把握するためにも、地方公共団体に対して事前に再検討の内容をしっかりと伝えていただきたい。そして、小規模の地方公共団体については、職員も少なく評価書作成の事務負担も相当あると思いますので、そのような点についても配慮をして、できるだけ少ない事務負担で適正な評価ができるように指針の再検討をしていただければと思います。

この2点について、担当の方にお願いしておきたいと思います。よろしくお願いします。 〇堀部委員長 ほかにいかがでしょうか。

ただいま阿部委員からの発言にありましたように、地方公共団体は様々です。私も地方 公共団体に関わってきたことがありますが、十分意見を聞きながら指針の再検討の作業を 進めていただきたいと思います。

特定個人情報保護評価指針については、3年ごとの見直しという第27条第2項の規定がありますので、どのように進めていくか気になっていたところですが、このような形で進めていくということで、是非よろしくお願いします。

ほかにいかがでしょうか。では、特になければ議題2は以上で終わらせていただきます。 ○堀部委員長 議題3、その他です。

農業者年金基金(農業者年金業務等に関する事務 全項目評価書)の実施時期協議につきまして、井上調査官から説明をお願いします。

〇井上調査官 特定個人情報保護評価指針第6の1(1)イにおいて、委員会による承認 が必要な特定個人情報保護評価の実施時期については、システムの要件定義の終了までに 実施することが困難な場合は、委員会とあらかじめ協議の上、実施時期を決定できるとさ れています。

これに基づき、独立行政法人農業者年金基金から協議依頼が提出されましたので、説明をさせていただきます。

農業者年金基金では、平成27年9月に実施した評価に基づき、被保険者等の個人番号の 初期収集を既に行っていますが、今回は資格の適用及び年金給付等の事務が追加されるた め、評価を行うものです。

今回追加する事務では、情報連携を行う際に使用する中間サーバーの開発等を行うこととなりますが、原則としては平成29年8月中旬の要件定義終了までに評価を実施する必要がありました。しかしながら、今般、評価書を作成する過程で評価における不備が判明し、当該不備への対応に時間を要したため、要件定義の段階で評価を実施することが困難であ

り、9月下旬以降から開始されるプログラミングの前に評価を実施することとしたものです。

このため、平成29年7月14日付け、29年7月14日付け29独農年業情第9号にて、特定個人情報保護評価の実施時期について協議依頼が提出されています。

以上のとおり、農業者年金基金が実施する特定個人情報保護評価の実施時期について、 要件定義終了前に一連の評価の手続が終了しないことから、プログラミングの開始前に実 施することで差し支えないかお諮りさせていただきたいと思います。

○堀部委員長 ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

特に御発言がありませんので、農業者年金基金の特定個人情報保護評価につきましては、 プログラミング開始前の適切な時期に実施することで差し支えないこととしたいと思いま すが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

ありがとうございました。それでは、農業者年金基金に対しまして事務局からその旨を 伝えてください。よろしくお願いします。

- 〇井上調査官 了解しました。農業者年金基金に対しお伝えしたいと思います。
- ○堀部委員長 次に、委員の海外渡航承認についてですが、加藤委員が8月16日から8月28日までタイ、手塚委員が8月19日から9月3日までイギリスとアメリカ、熊澤委員が9月12日から19日までスペインに、それぞれ委員会用務外で渡航されるとのことです。この海外渡航につきまして承認してよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

それでは、これらの海外渡航については承認されました。ありがとうございました。 本日の議題は以上です。

本日の会議資料につきましては、資料1の評価書については承認した後に、その他の資料については準備ができ次第、委員会のホームページで公表したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

そのようにさせていただきます。

○的井総務課長 次回は9月4日月曜日、14時30分から行う予定でございます。 本日の資料は、ただいまの決定どおりに取り扱うことといたします。

本日は誠にありがとうございました。